

第159回国会衆第14号に対する修正案

第162回国会衆議院内閣委員会可決

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案に対する修正案

国民の祝日に関する法律の一部を改正する法律案の一部を次のように修正する。

附則中「平成十八年一月一日」を「平成十九年一月一日」に改める。